

土木工事特記仕様書（令和7年2月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

- 第1条 本工事は、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に基づき実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあつては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室）、電気通信設備工事にあつては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する補足事項）

- 第2条 「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する特記事項は、次のとおりとする。

（現場代理人及び主任技術者等）【変更】

1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等

1. 選任通知

- (4) 受注者は、選任通知書に次のものを添付しなければならない。
- ② 監理技術者を選任した場合（下請金額の総額が5,000万円以上）は、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（それぞれ表、裏とも）

（建設副産物）【追加】

1-1-1-24 建設副産物

14. 建設副産物実態調査

受注者は、令和6年度中に完成し、かつ請負代金額100万円以上の工事については、第4項及び第5項の規定に関わらずCOBRISにより、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。

（事故報告書）【変更】

1-1-1-40 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

（工事成績評定の選択制）

- 第3条 当初請負額が500万円以上3,000万円未満の指名競争入札及び一般競争入札（価格競争）並びに随意契約により発注する請負工事、変更請負額が増額により500万円以上となった工事は、別に定める「工事成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象工事の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「工事成績評定に関する意向確認書」（以下「意向確認書」という。）を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 受注者は、工事成績が格付を定める場合の主観点数の算定及び総合評価落札方式の評価項目等に活用されていることを踏まえ、工事成績評定の選択を適切に判断の上、意向確認書を提出するものとする。
- 4 施工途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、しゅん工時、契約変更により請負額が500万円未満となった場合は、評定は行わないものとする。

工事成績評定の選択制試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5037327/>

(1日未満で完了する作業の積算)

第4条 「1日未満で完了する作業の積算」(以下「1日未満積算基準」と言う。)は、変更積算のみに適用する。

- 2 受注者は、徳島県土木工事標準積算基準書 I-12-①-1 ~ I-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 4 受注者は、協議にあたって、1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しないものとする。
- 5 通年維持工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しないものとする。

(熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第5条 本工事は、日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領(以下「試行要領」という。)」を適用する。

- 2 施工箇所点在型の場合、点在する箇所毎に日最高気温が 30℃以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。
- 3 夜間工事の場合、作業時間帯の最高気温が 30℃以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。
- 4 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温 30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高 WBGT25℃以上対象)を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

(資材価格高騰に対する特例措置)

第6条 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置の対象工事である。

- 2 本工事は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(仮設トイレの洋式化)

第7条 受注者は、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。なお、特段の理由がある場合はこの限りでない。

- 2 受注者は、設計図書の変更までに、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。

(建設現場の遠隔臨場に関する試行工事【受注者希望型】)

第8条 受注者は、本工事において遠隔臨場の実施を希望する場合は、監督員と協議のうえ、「建設現場の遠隔臨場の試行工事(受注者希望型)」とすることができる。

- 2 試行工事とする場合は、次の URL にある「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領」を適用することとする。

建設現場の遠隔臨場に関する試行要領

徳島県 HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7216187/>

(情報共有システム活用工事【受注者希望型】)

- 第9条** 受注者は、土木工事等において情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。
- 2 対象工事は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC HP

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

(交通誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事)

- 第10条** 本工事は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。
- 営繕費：警備員送迎費、宿泊費、借上費
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
- 2 本工事の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。
- 1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：10.64%
 - 2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.08%
- 3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。
- なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。
- 4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- 5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。
- なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。
- 6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(本業務の特記仕様事項)

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

(業務内容)

本業務は、港湾海岸及び港湾の維持管理作業（除草、伐木等）を行うものである。

作業にあたっては、着手前に必ず作業箇所の支障物件について確認すること。また、作業箇所・内容に応じ、「徳島県土木工事共通仕様書」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の他、各種基準、法令等を遵守すること。

(作業区域)

本業務を行う作業区域は、別紙平面図に示すとおり松茂町内の今切港海岸（長原地区）とする。

(海岸維持管理作業)

本業務では、監督員の指示する箇所において、除草、伐木等の海岸及び河川の維持管理作業を行うものとする。

予定作業は別紙平面図に記載のとおりであるが、詳細については委託期間中において、必要に応じ監督員より作業箇所、内容、時期等を指示することとする。

また、作業時の交通誘導警備の必要日数として5日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Bを合計10名（交替要員無し）を見込んでいるが、作業箇所、内容等により必要人員の増減が認められる場合は変更対象とする。

(松林消毒)

- (1) 5月、6月の2回（早朝）を予定している。
- (2) 実施日については、関係機関（松茂町、県土河川砂防整備第二）と調整のうえ同時に実施すること。
- (3) 作業に先立ち、関係機関と協力のうえ周辺住民への周知を十分図ること。

(廃棄物の搬出)

本業務により発生する廃棄物は次に掲げる場所へ搬出を予定している。

- (1) 除草
受入場所：松茂町第二環境センター
平均運搬距離：4.7km
- (2) 伐木
受入場所：有限会社徳島興産
平均運搬距離：15.9km

(作業報告義務)

作業箇所毎に、完了後は速やかに別紙様式1号「実績日報報告書」、別紙様式2号「実績日報」及び別紙様式3号「実績日報写真」をメール等により報告しなければならない。（現場状況及び作業内容により標準的な作業と異なることが認められる場合は、監督員との協議により実績による精算も可能とするため。）

なお、作業報告義務を履行できていない業務については、業務実績に含めることができないものとする。

(提出書類)

業務完了時には、各種報告書、廃棄物の処理に関する帳票及び出来型図を提出すること。なお、出来型図の作成が困難な作業については監督員と協議すること。また、

図面作成にあたってはC A D製図基準に準拠する必要は無い。

作業内容により材料使用がある場合は、材料の品質等を証明する書類等を提出すること。

(検査の取り扱い)

本業務において、施工後に変状等が生じた箇所の検査については、監督員が検査前に出来高確認を行っている部分に限り、再施工義務の対象外とする。

徳島県東部県土整備局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に決めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付すること。

<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。

※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

(1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。

(2) 資格が建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条第2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

実績日報総括表

作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	印

労務実績	作業員種別		合計実働時間	合計	備考
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
			h	人	
作業機械実績	作業機械名	規格	合計実働時間	合計	備考
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
			h	日	
その他材料	名称	規格	数量	備考	

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報

作業日	
作業場所	
委託業務名	
委託業務箇所	
現場責任者	印

	作業者名	作業時間	実働時間	作業員	作業員種別	作業内容	備考
労務実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0 人	0	
	作業機械名	作業時間	実働時間	運転手	規格	作業内容	備考
作業機械実績		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		～	h	人			
		小計		0.0 h	0 人	0	
その他材料	名称	規格等		数量	備考		
		小計					

・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。

実績日報写真

作業日：令和 年 月 日（ ）

労務実績写真	
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 80%; margin: auto;"><h2>集合写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業員名：

作業機械実績	
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 80%; margin: auto;"><h2>作業機械写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影作業機械名：

その他材料写真	
<div style="border: 1px solid black; padding: 20px; width: 80%; margin: auto;"><h2>その他材料・ 作業状況写真</h2></div>	撮影場所： 撮影時刻： 撮影その他材料名(作業状況)：

徳島県東部県土整備局<徳島> 主任監督員 宛

週間作業予定表

委託業務名

委託業務箇所

	作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船等	作業箇所	備考
先週の実績	(月)	～	h	人	隻・台		
	(火)	～	h	人	隻・台		
	(水)	～	h	人	隻・台		
	(木)	～	h	人	隻・台		
	(金)	～	h	人	隻・台		
	(土)	/	/	h	人	隻・台	
	(日)	/	/	h	人	隻・台	
	小計		0.0 h	0 人	0 隻・台		
実績	累計		0.0 h	0 人	0 隻・台	(先週まで累計)	
	契約数		h	人	隻・台		
	業務進捗率		%	%	%		
今週の予定	(月)	～	h	人	隻・台		
	(火)	～	h	人	隻・台		
	(水)	～	h	人	隻・台		
	(木)	～	h	人	隻・台		
	(金)	～	h	人	隻・台		
	(土)	/	/	h	人	隻・台	
	(日)	/	/	h	人	隻・台	
	小計	日	0.0 h	0 人	0 隻・台		

- ・作業員は、作業船・作業車両を運転する普通船員・運転手等を**含む**人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・週間の予定が無い場合も報告を行うこと。

発注者側
上記作業予定について、 <input type="checkbox"/> 承認します。
<input type="checkbox"/> その他 ()
令和 年 月 日

(記入例)

徳島県東部県土整備局<徳島> 主任監督員 宛

週間作業予定表

委託業務名

委託業務箇所

	作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船	作業箇所	備考
先週の実績	4月1日 (月)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	川原田橋上流左岸	記入例
	4月2日 (火)	~	h	人	隻	作業無し	
	4月3日 (水)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸	
	4月4日 (木)	~	h	人	隻	作業無し	
	4月5日 (金)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	逆瀬川合流点・全域巡視	
	4月6日 (土)	/	/	/	/		
	4月7日 (日)	/	/	/	/		
	小計		24.0 h	6 人	3 隻		
実績	累計		80.0 h	10 人	5 隻	(先週まで累計)	
	契約数		640.0 h	80 人	40 隻		
	業務進捗率		13 %	13 %	13 %		
今週の予定	4月8日 (月)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	飯尾川橋大橋右岸	記入例
	4月9日 (火)	~	h	人	隻	作業無し	
	4月10日 (水)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸・川原田橋	
	4月11日 (木)	~	h	人	隻	作業無し	
	4月12日 (金)	8:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	旧飯尾川合流点・全域巡視	
	4月13日 (土)	/	/	/	/		
	4月14日 (日)	/	/	/	/		
	小計		24.0 h	6 人	3 隻		

- ・作業員は、作業船を運転する普通船員を除いた人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・週間の予定が無い場合も報告を行うこと。

発注者側
上記作業予定について、 <input type="checkbox"/> 承認します。
<input type="checkbox"/> その他 ()
令和 年 月 日

委託業務報告書

委託業務名

委託業務箇所

作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船(車)	作業箇所	備考
		h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
	～	h	人	隻・台		
合計	日	h	人	隻・台	(月分)	
累計	日	h	人	隻・台		

- ・水上作業の作業員は、作業船を運転する普通船員を**含む**人数とする。
- ・陸上作業の作業員は、作業機械・車両の運転手を**含む**人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・備考欄には作業の内容を記入すること。(例：河川巡視、浮草除去・運搬等 ※除草は除く)

(記入例)

委託業務報告書

委託業務名

委託業務箇所

作業日	作業時間	実働時間	作業員	作業船	作業箇所	備考
4月1日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	川原田橋上流左岸	
4月2日 (火)	~	h	人	隻	作業無し	
4月3日 (水)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸	
4月4日 (木)	~	h	人	隻	作業無し	
4月5日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	逆瀬川合流点・全域巡視	
4月6日 (土)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月7日 (日)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月8日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	飯尾川大橋右岸	
4月9日 (火)	~	h	人	隻		
4月10日 (水)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸・川原田橋	
4月11日 (木)	~	h	人	隻		
4月12日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	旧飯尾川合流点・全域巡視	
4月13日 (土)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月14日 (日)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月15日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	角ノ瀬付近・全域巡視	
4月16日 (火)	~	h	人	隻		
4月17日 (水)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	逆瀬川合流点・川原田上流右岸	
4月18日 (木)	~	h	人	隻		
4月19日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	新栄橋下流・全域巡視	
4月20日 (土)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月21日 (日)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月22日 (月)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	上飯尾川橋上流右岸	
4月23日 (火)	~	h	人	隻		
4月24日 (水)	08:00~12:00	4.0 h	2 人	1 隻	旧飯尾川合流点	降雨により半日
4月25日 (木)	13:00~17:00	4.0 h	2 人	1 隻	角ノ瀬付近	降雨により半日
4月26日 (金)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	全域巡視	
4月27日 (土)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月28日 (日)	/	/ h	/ 人	/ 隻		
4月29日 (月)	/	/ h	/ 人	/ 隻	祝日	
4月30日 (火)	08:00~17:00	8.0 h	2 人	1 隻	全域巡視	
	~	h	人	隻		
合計	日	104.0 h	28 人	14 隻	(4月分)	
累計	日	104.0 h	28 人	14 隻		

- ・作業員は、作業船を運転する普通船員を除いた人数とする。
- ・実働時間は、休憩時間等を除く実質の作業時間とする。
- ・作業日毎に作業状況が分かる写真を添付する。